

平成3年1月15日

### 国民年金

## 新しい制度で

## わたしたちの生活を

## バックアップ

わたしたちの老後の暮らしを支える国民年金制度が、昭和三十六年に発足してから今年でちょうど三十年になります。

平成三年四月から制度が改正されて、二十歳の誕生日を過ぎた学生の皆さんは、すべて国民年金に、必ず加入しなければならなりません。また、国民年金に加入している自営業者の方々の老後の生活をより豊かにするため、基礎年金の上乗せ年金である「国民年金基金制度」が実施されることとなります。

### 障害など 万一の 事故に備える

すべての国民年金が公的年金制度に加入して、老後、障害または死亡となった際に、年金による所得保障を受けることができる……これが国民皆年金の考え方です。

ところが、学生の皆さんについては、これまで国民年金への加入は任意とされていたため、加入していない場合、その間に障害などの事故に遭っても、障害年金などを受けることができませんでした。

国民年金ができた昭和三十六年ごろには、大学などへの進学率は一〇%もありませんでした。しかし、今では専修学校なども含めると、進学率は同世代の半分にも達しており、皆年金の趣旨に沿った対応が求められていました。

#### 国民年金の資格取得届を 住所地の市区町村に提出

そこで、今年の四月からは二十歳以上の学生の皆さんもすべて国民年金に加入するよう制度が改正されました。これにより、二十歳以降、障害となった場合には、障害基礎年金が支給されることとなります。

国民年金の全加入者に給付される老齢基礎年金は、二十歳から六十歳に達するまでの間、公的年金制度に加入して満額の年金が支給されるよう

設計されています。ところが学生の皆さんが卒業してから公的年金に加入しても、満額の老齢基礎年金が支給されないという問題がありました。

この点も、二十歳から加入することで改善されます。これにより、保険料の納付義務が生じることになりませんが、保険料の負担能力がない方については、一定の基準により保険料納付が免除される仕組みが設けられます。

学生の皆さんで、四月に二十歳を超えている方は四月に、また四月以降に二十歳にされる方はそのときに、国民年金の資格取得届を、市民課年金係に提出してください。

### 自営業者の 方の老後を より豊かに

今年の四月から、国民年金基金制度が創設されます。これは自営業者の方々が、ゆと

りある老後の生活を送れるよう、サラリーマンとのバランスを考え、老後の所得保障である基礎年金の上乗せ年金として設けられるものです。

国民年金基金に加入できる方は、国民年金の第一号被保険者（二十歳以上六十歳未満の人）です。ただし、次のいずれかに該当する方は加入資格はありません。

- ① 国民年金の保険料の免除者
- ② 農業者年金の被保険者

**地域型・職能型基金の**  
いづれかに任意で加入  
基金には、次に挙げる二つの種類があります。

- ① 同じ都道府県に住む自営業者の方々が一千人以上集まって、都道府県を単位に設立する「地域型国民年金基金」
- ② 同じ職業に従事する自営業者の方々が、職業ごとに三千人以上集まり、全国規模で設立する「職能型国民年金基金」

国民年金の第一号被保険者は、このいずれかの国民年金基金に任意に加入できます。掛け金は、所得税の社会保険料控除の対象となり、月額六万八千円まで控除が認められます。給付と掛け金の具体的な内容については、間もなく決定される予定です。なお、国民年金基金制度は、平成三年四月一日から施行されます。

## 貴重な文化財を 文化財防化デー 1月26日 炎の魔の手から守ろう



文化遺産は、燃えやすい材質で造られています。また、火災は、ちょっとした不注意が原因で起こることが多いのです。くれぐれも火の元にはご注意ください。